

神戸市防災福祉コミュニティ育成事業実施要綱

平成9年6月20日 市長決定

前 文

阪神・淡路大震災は、神戸に未曾有の被害をもたらし、多くの人の命を一瞬で奪い去った。私たちはこの震災の経験を通じて、命の大切さ、助け合うことの大切さ、備えることの大切さなど多くのことを学んだ。震災以後も国内では、頻繁に地震や風水害などの災害が多発しており、世界各地でも被害に苦しむ人が後を絶たない。

私たちが震災を通じて得た経験と教訓を後世に伝え、安全・安心を子どもたちに継承しなければならない。防災福祉コミュニティは、まさに震災の経験と教訓から生み出されたものである。

市民、事業所及び市は、自助・共助・公助の精神から実現されるこの防災福祉コミュニティ活動をより活性化し、継承していくため、協働と参画の精神の下、共に力を合わせて取り組んでいくことをここに宣言する。

第1章 総 則

(目的)

第1条 この要綱は、すべての市民が、地域社会の中で互いに助け合いながら、安心して日常生活を送ることができるよう、市民、事業者及び市の協働により防災福祉コミュニティ事業を推進するにあたって必要となる事項を定めたものである。

2 助成金の交付については、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号、以下「補助金規則」という。）及び神戸市地域活動に関する補助金等の交付の手続きに関する要綱（平成28年3月市長決定、以下「手続き要綱」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「防災福祉コミュニティ（以下「防コミ」という。）」とは、災害発生時においても地域の強い連帯感のもとに、市民が主体となり適

切な防災活動及び福祉活動を展開できるよう、平常時から防災活動や福祉活動など地域活動に積極的に取り組むコミュニティをいう。

(自主防災推進協議会との関係)

第3条 昭和60年4月23日消予予第48号・消警警第122号消防局長通知「自主防災活性化事業の推進について」に基づき育成した自主防災推進協議会については、防コミへの移行を図るものとする。

第2章 防災福祉コミュニティの組織

(組織の基本理念)

第4条 防コミは、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 防コミの存する地形、建物の構造及び密集度、人口の高齢化率その他地域ごとに異なる地域特性を踏まえた組織づくりに努める。
- (2) 地域活動への関わりが少なかった市民、事業者等へも防災組織への参加を呼びかけるなど、地域ぐるみの組織づくりに努める。
- (3) 神戸市民による地域活動の推進に関する条例（平成16年3月条例第58号）に基づき育成したふれあいのまちづくり協議会と連携するなど、福祉活動と連携した活動が実施できる組織づくりに努める。

(組織及び構成員)

第5条 防コミの組織は、概ね小学校区を活動圏域とする本部組織及びその下において災害対応の基本単位として活動するブロック組織から構成されるものとする。

2 前項に定める本部組織及びブロック組織を構成する場合には、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 本部組織は、地域内で活動する自治会及び町内会等の住民自治組織（以下「自治会等」という。）、婦人会、民生委員児童委員協議会、消防団、子ども会、老人クラブ、青年会、PTA、青少年育成協議会、公園管理会及び防犯協会などの市民団体並びに医療機関、社会福祉施設、ボランティア団体等市民団体及び事業所等の事業者等と融合又は連携した、防コミ活動に意欲のある組織

とする。

- (2) 本部組織には、基本的に所属ブロックの相互応援等の災害防御活動の調整を行う本部班、地域及び広域の災害情報の収集と伝達を行う情報班、炊きだし等の給食給水及び救援物資の配分等を行う給食給水班、避難所の自主的な運営を行う避難所運営班等の活動班を置く。
- (3) ブロック組織は、ブロック区域内で活動する自治会等の市民団体、その他商店街、事業者等で構成される組織とする。
- (4) ブロック組織には、基本的に地域の災害情報の収集と伝達を行う情報班、初期消火を行う消火班、けが人・病人等の救出救護を行う救出救護班、避難誘導活動と人員の把握を行う避難誘導班及びその他活動支援を行う活動班を置く。

第3章 防災福祉コミュニティの活動

(活動の基本理念)

第6条 防コミは、防災活動を行うにあたっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 災害発生時に必要となる災害対応活動等を十分に踏まえた実際的かつ効果的な防災訓練等を行うよう努める。
- (2) より幅広い層の住民の参加を促進し、かつ多くの住民の参加が得られるよう、常に防災活動の内容を工夫するとともに、実施時期及び広報等に配慮するよう努める。
- (3) 福祉活動により得られる情報の防災活動への活用及び福祉活動等の機会を活用した防災知識の普及等、防災活動と福祉活動の連携を図るよう努める。
- (4) 地域で一体となって、防災活動をはじめとする安全で安心なまちづくり活動を行うよう努める。

(防コミにおける福祉活動)

第7条 防コミは、災害発生時においても、市民が主体となり適切な防災活動が展開できるような地域の連帯感を醸成するため、日ごろから福祉活動と連携した活動を行うよう努めるものとする。

(組織の活動)

第8条 防コミは、次に掲げる防災活動を行うものとする。

- (1) 本部組織は、平常時には、区域内を統括する組織として、地域内の情報収集、地域全体での訓練等の活動の計画、所属ブロック組織間の連絡調整及び地域福祉活動と地域防災活動の連携等を目的としたネットワークづくり等の活動を行う。
- (2) 本部組織は、大規模災害時には、避難所の運営、区域内の被害状況や災害時要援護者情報などの情報収集及び区域内の災害対応活動の指揮や活動支援を行う。
- (3) ブロック組織は、平常時には、防災意識の啓発、防災知識の普及、防災資機材の管理及び防災訓練等、顔の見える関係を醸成する小規模な地域特性に応じた活動を行う。
- (4) ブロック組織は、災害発生時には、災害情報の収集、伝達、初期消火、救出救護、避難誘導及び給食給水等の災害対応活動を行う。
- (5) 必須活動として、地域全体での訓練及びブロック訓練をそれぞれ年1回以上実施し、また、災害対応活動に関する知識及び技能、責任感及び実行力を有する「市民防災リーダー」及び「統括防災リーダー」を年1名以上養成する。

(報告)

第9条 市長は、消防局長が別に定める要件に該当し、新たに防コミを結成した地域に対して、「防災福祉コミュニティ結成報告書(様式第1号)」による報告を求めるものとする。

2 市長は、防コミの代表者に変更が生じた場合は、速やかに「防災福祉コミュニティ代表者変更届出書(様式第1号の2)」による報告を求めるものとする。

第4章 防災福祉コミュニティへの支援施策

第1節 市民防災のリーダーの養成

(市民防災のリーダーの養成)

第10条 市長は、第8条第5号で定める市民防災リーダー及び統括防災リーダーを養成するため、防コミから推薦された市民を対象に、防災研修等を実施する。

第2節 防災活動への助成

(防コミの結成に伴う防災資機材の整備)

第11条 市長は、防コミの結成時に、防コミが防災活動に用いるための救助用資機材、消火用資機材等の防災資機材を整備する。

2 防災資機材の整備は、防コミが防災活動のために必要であると考えた防災資機材の品目及び数量を地域住民が選択し、予算の範囲内で助成する。

3 防災資機材の配備場所は、防災活動の拠点場所等、災害時に防災活動が効果的に実施できる場所となるよう努めなければならない。

(維持管理)

第12条 防コミは、助成により取得した資機材について、物品管理簿を作成し、適正な維持管理に努めなければならない。

(運営活動助成)

第13条 市長は、防コミに対し、会議費その他防災組織の運営に必要な経費及び防災訓練などの防災活動に必要な経費の一部を運営活動費として助成することができる。

(提案型活動助成)

第14条 市長は、防コミに対し、地域の創造力を活かした、地域特性に応じた活動又は他の地域では行われていない先駆的な活動を実施するための経費を提案型活動費として助成することができる。

(防災資機材整備助成)

第15条 市長は、防コミが防災活動に用いるための防災資機材の整備に対し、予算の範囲内において助成することができる。

(助成対象)

第16条 運営活動助成及び提案型活動助成の対象となる経費の例は、次に掲げる経費とする。

- (1) 会場借上料、消耗品の購入費等定例的な会議の開催に必要な経費
- (2) 消火器の詰め替え、炊き出し訓練の食材、燃料等の購入その他防災活動に必要な経費
- (3) 講師謝礼、資料作成その他防災学習会の開催等に必要な経費

2 防災資機材整備助成の対象となる資機材は、消防局長が別に定める防災資機材とする。

(助成額)

第17条 運営活動助成及び提案型活動助成の額は、予算の範囲内で次に掲げる額を限度とする。

- (1) 運営活動助成 1の防コミにつき、14万円
- (2) 提案型活動助成 1の防コミにつき、20万円

2 防災資機材整備助成の額は、消防局長が別に定める防災資機材の中から予算の範囲内で助成する。

(助成金の申請)

第18条 申請者は、第13条から第15条の各助成金を補助金規則第5条第1項に基づき交付を申請するとき、次に掲げる書類を消防局長が別に定める期間に、市長に提出しなければならない。

- (1) 運営活動助成
防災福祉コミュニティ運営活動助成申請書（様式第2号）
- (2) 提案型活動助成
防災福祉コミュニティ提案型活動助成申請書（様式第2号の2）
- (3) 防災資機材整備助成
防災福祉コミュニティ防災資機材整備助成申請書（様式第2号の3）
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(助成金の交付決定)

第19条 市長は、補助金規則第6条により助成金の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により申請者に通知するものとする。

- (1) 防災福祉コミュニティ助成金交付決定通知書（様式第3号）
- (2) その他市長が必要と認めるもの

- 2 提案型活動助成及び防災資機材整備助成は、消防局長が別に定めるところにより審査を行い、予算の範囲内で助成すべき交付対象及び交付額を決定する。
- 3 助成金の交付の決定を受けた申請者または防コミ（以下「交付防コミ」という。）は、交付決定の内容及びこれに付した条件に従うものとする。
- 4 市長は、補助金規則第6条第3項による助成金の交付が不適當である旨の通知を行うときは、「防災福祉コミュニティ助成金不交付決定通知書（様式第4号）」により申請者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第20条 交付防コミが助成金を請求するときは、「防災福祉コミュニティ助成金交付請求書（様式第5号）」を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の請求があった場合は、速やかに助成金を交付防コミに概算払で支払うものとする。

（助成対象活動内容の変更等）

第21条 交付防コミが第19条第1項の交付決定を受けた助成対象活動内容の変更を承認申請する場合は、「防災福祉コミュニティ助成金 交付決定内容変更承認申請書（様式第6号）」を、助成対象活動の中止を承認申請する場合は、「防災福祉コミュニティ助成金 助成対象活動中止承認申請書（様式第7号）」を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施事業の内容、趣旨等は変わらず、日時、場所、規模の縮小等の軽微な変更である場合は、申請書類の提出を省略することができる。
- 3 市長は、第1項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適當であると認めたときは、「防災福祉コミュニティ助成金 交付決定変更通知書（様式第8号）」又は「防災福祉コミュニティ助成金 助成対象活動中止承認通知書（様式第9号）」により、交付防コミに通知するものとする。
- 4 前項の承認を受けた提案型活動助成及び防災資機材整備助成の助成額は、第19条における交付決定額を上限とし、第17条の規定を適用しない。

(実績報告)

第22条 交付防コミは、補助金規則第15条により助成対象活動の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 運営活動助成

防災福祉コミュニティ運営活動助成実績報告書(様式第10号)

(2) 提案型活動助成

防災福祉コミュニティ提案型活動助成実績報告書(様式第10号の2)

(3) 防災資機材整備助成

防災福祉コミュニティ防災資機材整備助成実績報告書(様式第10号の3)

(4) 各実績報告書に係る領収書の写し(レシート等内訳がわかるもの。)または、消防局長が別途定める領収書による用途の確認と同様と認めるもの。

(助成金の確定及び精算等)

第23条 市長は、前条の報告を受けた場合は、助成対象活動の実施状況を審査し、交付決定額を上限として、次項に定めるところにより助成金の交付額を確定し、「防災福祉コミュニティ助成金確定通知書(様式第11号)」により交付防コミに通知するものとする。

2 市長は、次に掲げるとおり助成金の額を確定するものとする。

(1) 第13条から第15条に定める助成の目的以外に助成金を使用した場合は、その差額を減額する。

(2) 第22条に定める書類が添付されていないなど、支出の事実が確認できない場合は、その額を減額する。

(3) 助成対象活動に要した経費の額が、交付決定額よりも低い場合は、その差額を減額する。

(4) 天災地変等、交付防コミの責めに帰さない事情により交付決定されていた助成対象活動を中止した場合で、市長が特に必要と認めた場合は、補助金規則第10条第1項ただし書きの規定により、助成対象活動を実施するために既に執行した経費のうち、市長が必要と認める額を交付することができる。

(5) 国、県、市及びその他の団体等から交付された補助金等と重複する場合は、その差額を減額する。

(6) その他、市長が適切な執行でないと認めた場合は、その差額を減額する。

3 市長は、第1項により確定した助成金の額（以下、「交付確定額」という。）が交付決定額と同額である場合は、補助金規則第16条第3項により、第1項の通知を省略することができる。

4 市長は、交付確定額が既に交付された額より減額となった場合は、交付防コミに対して速やかに当該差額を請求するものとする。

5 交付防コミは、前項の請求があった場合は、定められた納付期限内に支払わなければならない。

（助成金の取消し及び返還）

第24条 市長は、補助金規則第19条の各号に該当すると認めたときは、交付防コミに対し、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。なお、助成金の交付額の確定後においても適用するものとする。

2 市長は、前項により助成金の交付を取り消したときは、交付防コミに「防災福祉コミュニティ助成金交付決定取消通知書（様式第12号）」を通知するものとし、既に交付した助成金については、期限を定めてその全部又は一部を返還させるものとする。

（ふれあいのまちづくり協議会への助成）

第25条 市長は、防コミがふれあいのまちづくり協議会と一体となって活動し、第13条から第15条に定める助成をふれあいのまちづくり協議会が申請者として申請した場合、当協議会に対して交付することができる。

2 防コミがふれあいのまちづくり協議会と一体となって活動している場合、運営活動助成について、神戸市ふれあいのまちづくり助成金交付要綱（平成30年3月8日市長決定）に基づき、助成の申請等を行うことができる。ただし、提案型活動助成及び防災資機材整備助成については、本要綱に基づき、助成の申請等を行うものとする。

（帳簿の備付け及び保存等）

第26条 交付防コミは、収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、当該助成が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

2 交付防コミは、市長の求めに対して、帳簿及び証拠書類を開示しなければならない。

第3節 ふれあいのまちづくり協議会との融合

(ふれあいのまちづくり協議会と融合した場合の活動)

第27条 防コミがふれあいのまちづくり協議会の一部として融合した活動を実施している場合の取扱いは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 福祉活動に併せて、第6条に規定する理念に留意した防災活動を実施できる組織づくりに努める。
- (2) 防コミとしての代表者をふれあいのまちづくり協議会の委員長や防災部長等として明確に位置づける。
- (3) 市長は、防コミの代表者に変更が生じた場合は、速やかに消防局長が定める様式による報告を求めるものとする。

第4節 防災活動への支援体制

(消防係員地区担当制)

第28条 防コミの組織づくりや防災活動への支援を地域に密着して行うため、消防係員に担当地区を割り当てる消防係員地区担当制を実施するものとする。

2 消防係員地区担当制は、区役所、消防団と緊密な連携のもとに運用するものとする。

(消防団員)

第29条 消防団員は、地域防災力の中核として、平常時には、その専門的防災知識及び技能の普及に努め、防コミの防災活動において指導的な役割を果たすものとする。

第5節 地域福祉活動への支援

(地域福祉活動への支援)

第30条 この要綱に定めるもののほか、防コミの地域福祉活動への支援に関する事項は、神戸市民の福祉をまもる条例（昭和52年1月条例第62号）及び神戸市民による地域活動の推進に関する条例（平成16年3月条例第58号）等による。

第6節 安全で安心なまちづくり活動への支援

(安全で安心なまちづくり活動への支援)

第31条 この要綱に定めるもののほか、防コミが行う安全で安心なまちづくり活動への支援に関する事項は、神戸市民の安全の推進に関する条例（平成10年1月条例第49号）による。

第5章 事業の推進体制等

(区役所及び消防署における推進体制)

第32条 この事業は、区役所と消防署との緊密な連携のもとに推進するものとする。

2 消防署は、防コミが行う防災活動への支援、ふれあいのまちづくり協議会、その他地域組織への防コミ活動への参加の働きかけ、地域福祉活動と連携した自主防災活動の推進等を行うものとする。

3 区役所と消防署とは、定期的な連絡調整会議を設置するなどし、この事業に関する情報の共有化、連携の強化等に努めるものとする。

(事業の所管等)

第33条 この事業は、危機管理室、地域協働局、福祉局及び消防局の共管事務とする。

第6章 阪神・淡路大震災の経験と教訓の発信

(経験と教訓の発信)

第34条 市及び防コミは、阪神・淡路大震災時に国内外からの温かい支援と励ましを受けたものとして、この「防災福祉コミュニティ」が継承する震災の経験と教訓を国内外に発信し、その成果と協働の精神を伝えていくように努めなければならない。

第7章 その他

(施行細目の委任)

第35条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、主管局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

(防災福祉コミュニティ・モデル事業実施要綱の廃止)

2 神戸市防災福祉コミュニティ・モデル事業実施要綱（平成7年12月20日市長）は廃止する。

(経過措置)

3 廃止前の神戸市防災福祉コミュニティ・モデル事業実施要綱に基づき結成された防災福祉コミュニティ・モデル地区については、この要綱による防災福祉コミティとみなす。

ただし、平成7年度に結成された防災福祉コミュニティ・モデル地区については、第11条の規定にかかわらず、防災組織運営費及び活動費の助成は、平成9年度から行うものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成12年3月29日から施行する

(経過措置)

この要綱の施行の際、現に改正前の神戸市防災福祉コミュニティ育成事業実施要綱第11条及び第20条の規定により助成金の交付決定を受けているものは、この

要綱による改正後の神戸市防災福祉コミュニティ育成事業実施要綱第16条に規定する交付決定を受けたものとみなす。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

この要綱の施行の際、平成18年度に行った活動の報告は、改正前の神戸市防災福祉コミュニティ育成事業実施要綱第18条に定める様式第5号「防災組織運営活動実績報告書」及び第5号の2「防災組織提案型活動実績報告書」により報告できるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年3月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

この要綱の施行の際、平成21年度に交付された助成金の実績報告は、改正前の神戸市防災福祉コミュニティ育成事業実施要綱に基づき報告を行うものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (施行期日)

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。